

2008年7月30日  
株式会社かんぽ生命保険  
郵便局株式会社

**平成20年7月28日の大雨に伴う非常取扱いの実施について**

平成20年7月28日に富山県及び石川県において発生した大雨による被災者の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役会長CEO 進藤丈介、以下「かんぽ生命」）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長CEO 川茂夫）では、上記大雨により被災された皆さまへの非常取扱いを次のとおり実施します。

**1 取扱内容**

保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い（別紙参照）

**2 取扱郵便局及び取扱店**

- (1) 富山県南砺市及び石川県金沢市内に所在する郵便局（簡易郵便局を除きます。）
- (2) かんぽ生命保険富山支店、高岡支店及び金沢支店

**3 取扱期間**

保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

- (1) 保険料の払込猶予期間の延伸  
通常払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸します
- (2) 保険金の非常即時払等の非常取扱い  
平成20年7月30日（水）から平成20年8月29日（金）まで

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
株式会社 かんぽ生命保険 経営企画部調査広報室 電話：(直 通) 03 - 3504 - 4418 (FAX) 03 - 3506 - 0944	かんぽコールセンター 0120 - 552950 〔受付時間：平日 9：00～21：00 土日休日 9：00～17：00 (1月1日から3日を除きます。)]

別紙

保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

取 扱 種 別	取 扱 期 間
1 保険金及び未経過保険料の非常即時払	平成20年7月30日(水) から 平成20年8月29日(金) まで
2 基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払	
3 特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払	
4 普通貸付金の非常即時払	
5 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し(還付)の非常取扱い	
6 契約者配当金の非常即時払	